

令和元年10月28日

県土整備部都市整備局

住宅課

電話 043-223-3233

総務部総務ワークステーション

電話 043-350-2112

令和元年台風第15号及び第19号並びに「令和元年10月25日の大雨」の被災者に対する無償提供住宅について

県では、令和元年台風第15号及び第19号の被災者の方に対し、県営住宅等について、無償による受け入れを行っていますが、令和元年10月25日に発生した大雨の被災者の方に対しても、同様に無償の受け入れを行います。

1 無償提供住宅

- (1) 県営住宅（19住宅77戸）
- (2) 国家公務員合同宿舎（20宿舎215戸）
- (3) 職員住宅（1住宅2戸）

※現在の空き住戸の状況については、千葉県ホームページをご確認いただくか、下記までお問い合わせください。

※提供住宅については、受け入れ準備が整い次第、順次、追加していく予定。

2 入居条件

- (1) 入居資格 台風第15号及び第19号並びに「令和元年10月25日の大雨」により被災し、住宅に大きな被害を受け、現在の住まいに継続して居住することが困難となった方
- (2) 使用期間 原則6ヶ月（最長1年まで更新可）
- (3) 使用料 家賃、敷金及び駐車場使用料を免除
（但し、光熱水費、共益費は自己負担）

3 受付開始

令和元年10月29日（火）

4 入居時期

所定の申請書及び証明書類を提出の上、入居許可を受けた方から、順次、入居が可能。

5 申込・お問い合わせ先

(1) 県営住宅、国家公務員合同宿舎について

千葉県県土整備部都市整備局 住宅課県営住宅管理班

電話043-223-3222

(受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 職員住宅について

千葉県総務部 総務ワークステーション福利班

電話043-350-2114

(受付時間は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

6 その他 留意事項

お風呂は備え付けです。

ペット飼育禁止等、入居に当たって必要な注意事項を遵守していただきます。